

議 事 録

会議名	平成22年度第2回寒川町情報公開審査会 平成22年度第2回寒川町個人情報保護審査会		
日 時	平成22年9月8日（水） 10:00～12:30	開催形態	非公開
場 所	東分庁舎第1会議室		
出席者	委 員：片岡、清水、小沢、鶴園、浦 事務局：大久保（総務課長）、三橋（総務課主査）、吉田（総務課主任主事） 実施機関：小泉（環境課長）、鈴木（環境課主幹）		
議 題	① 寒川町情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について （異議申立てに係る諮問） ② その他		
決定事項	なし		
議 事	別紙のとおり		
資 料	非公開		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日		清水 進 小沢 弘子 (平成22年11月15日確定)	

① 情報公開条例第16条第1項の規定に基づく諮問について（異議申立てに係る諮問）

○事務局が、第1回審査会（H22. 8. 18開催）から今回までの経過及び今回配付の資料について説明。
→質疑なし。

(1) 実施機関（環境課）の口頭説明及び質疑（10時05分～11時45分）

○（仮称）広域リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」と記す）建設決定に至るまでの事業の経緯について、その概要を実施機関が説明。

*口頭説明だけでなく、時系列で文書にまとめたものを提出するよう要望あり。
→次回までに提出する旨、実施機関が回答。

*リサイクルセンターの設置決定は平成17年前後であるとのことだが、その当時の文書の保管状況について質問あり。
→平成17年度文書で保存年限が5年以上のものについては保管している旨、事務局が回答。

a) 「収集したその他プラが製品になっている割合の過去の実績」を不存在とした件について

○不存在とした理由及び経緯について、その概要を実施機関が説明。
概略：公文書として情報を保有しているものではないため、不存在とした。
しかし、前回の同内容の請求の際に、調査作成した資料を異議申立人に対し情報提供している。

*情報提供した資料の調査にあたっては、業者から文書での報告を受けていないのか、質問あり。
→電話での聴取のみである旨、実施機関が回答。

*町が支出している事業なのだから、本情報については、文書での報告を求め、町が保有すべき情報ではないか、との質問あり。
→町は、その他プラごみの搬出に関し、日本容器包装リサイクル協会（以下「容リ協」と記す）と契約を交わしている。処理業者との直接契約ではないため、処理の実態や再製品化の割合等について把握する必要はないと考えている旨、実施機関が回答。

*産業廃棄物の中には、トレーサビリティ管理を行っているものもある。本審査会の所管ではないが、政策評価という観点からすると、町が保有すべき情報ではないのか。容リ協からでも報告を受けるべきではないのか。等の質問や意見複数あり。
→・容器リサイクル法（以下「容リ法」と記す。）では、事業者、市町村、消費者にそれぞれの役割が定められている。市町村の役割は、消費者が分別したその他プラごみを、基準適合物となるように更なる分別を行い、徹底することである。
・市町村は、容リ協が契約した処理業者にその他プラごみを出しているが、処理業者の選定に市町村が関与することはできない。また、その他プラごみを処理業者に出す際には、基準に合致しているか容リ協の検査を受けている。
これらのことから、処理の実態や再製品化等については容リ協の責任において行われていると考えており、分別が徹底されるような収集体型を作り、基準適合物を出すことが市町村の責務であると考えている旨、実施機関が回答。

*容リ法に基づく市町村の責務や契約関係という意味では、実施機関の説明どおりであると思われる。しかし、今回のように、その他プラごみについて焼却かリサイクルかという政策決定にあたって町民から問題提起があった場合には、行政として必要な情報ではないのか、との質問あり。

→ 今後は、行き先や再製品化等の流れを把握する必要があると考えている旨、実施機関が回答。

- * 本審査会の所管ではないが、政策決定や政策評価に資する情報として、また、地球環境を守るという大きな目的に添って、単に引き渡すだけでなく、町が出した資源がその後どうなっているのかということが分かる情報は、文書で収集しておくことが重要であると考え、との意見あり。

→ 担当課としては、それぞれの責務を果たすということを第一に考えていた。また、容リ協の現システムでは、市町村が処理業者を選定することができず、再製品化に関しては容リ協や処理業者の責務であると考えていた。今後は、町が出した資源が最終的にどうなるのか見守っていくために、容リ協や処理業者と密着した関係を図っていきたい、と実施機関が回答。

- * 情報提供という形ではあるが、公開請求に対し、町が調査のうえ知り得た情報を渡しているようである。それにもかかわらず現況に至るということは、実施機関と異議申立人のごみ処理事業に対する考え方にギャップがあるということであろう、との意見あり。

b 前段) 「その他プラを焼却した場合と分別リサイクルした場合の経費の差について、今までの町の議会答弁や説明と矛盾しない情報」を不存在とした件について

○ 各金額の詳細や申立に至る経過等について、実施機関から説明。

概略：各金額は平成20年度の決算資料がベースとなっている。平成21年12月議会で、ある議員からリサイクルに係る費用に関し質問され、当時の担当部長が処理量は692t、処理費の総額は3985万3千円である旨回答している。(内訳は、圧縮梱包委託、破袋分別委託、消耗品(固定バンド)、容リ協への再製品化の負担金の4点)これに対し議員は、町民が負担するプラごみ専用収集袋の購入費や事業者が負担する処理費についてもリサイクルに係る費用として考えるべきであるとして、処理費総額は8149万円である旨発言した。(単価11万7千円/t)平成22年3月議会では、別の議員から、焼却した場合の単価は1万8千円、リサイクルした場合の単価は11万7千円であり、総額での差額は7千万である旨の発言があった。申立人が言っている7千万円という金額は、町が提示した額ではなく、この議員の発言のことであろうと推測する。4千万円という金額については、委託料等のみを拾ったものだと考える。また、650万円という金額については、資料番号13の⑤の表のとおり担当課で試算したもので、これは前回の請求の際に公開した文書である。各金額について矛盾しない情報の請求ということであったが、矛盾はしていないと考えているため不存在とした。

- * 資料⑤の作成時点について質問あり。

→ 町長との対話集会(H22.7.3開催)のために作成した資料であり、議会での答弁時には存在していなかった旨、実施機関が回答。

- * 各議員が発言した金額の根拠となる資料の存在について質問あり。

→ 算出のベースとなる資料(決算資料等)については存在しているが、各議員が発言した金額については議員の個人的解釈に基づき試算されたものであり、各議員の私的資料であるため、町には存在していない旨、実施機関が回答。

- * 各金額の算出根拠等に関し、異議申立人へ説明したか、質問あり。

→ 資料⑤は公開しているが、各議員が発言した金額の算出根拠等については議員の私的見解であり、町としては推測したものであるため、異議申立人に説明はしていない旨、実施機関が回答。

- * 実施機関の見解は、議員の個人的解釈に基づいて試算された金額と町が算出した金額が違ふのは、算出の前提条件が違ふためで矛盾ではない、ということによいか、質問あり。

→ そのとおりである旨、実施機関が回答。

*各金額の発言の所在や金額算出の前提条件等について、実施機関と異議申立人との間で認識の違いがあるように思われる。異議申立人との意思疎通が不十分であるように感じる。異議申立人への説明を十分に行えば解決できる部分もあるのでは。等の質問や意見複数あり。

→請求書の書き方に異議申立人の主張も含まれていると考えるが、請求書の書き方、情報公開担当の受付の仕方にも問題があったと考える。「矛盾しない情報の開示」という請求であったため、そのような公文書は存在しないということで不存在とした旨、事務局が回答。

*矛盾しない情報の存否について決定を行うと、矛盾しているかどうかについて審査会が判断をしたうえでの決定と誤解されるおそれもある。金額の算定根拠についての情報はすでに公開したものしかないのであれば、それしかないという決定をするしかないのではないか、との意見あり。

b 後段)「ごみ処理経費を費目別に、16年度と17年度で対比した資料」を不存在とした件について

○不存在とした理由及び経緯について、その概要を実施機関が説明。

概略：前回の同内容の請求の際に、資料番号13の①を公開している。しかし、今回の請求では「費目別」と示されており、その意図を確認したところ、請求者が請求の際に添付した資料(9/9と記載されているもの)のような可燃ごみとプラごみに係る経費の内訳が必要とのことであった。そこまで細かい内訳のものは作成していないため不存在とした。

*⑤の資料が9/9の資料に類似しているように思われるが、⑤の資料を毎年度作成していないのか、質問あり。

→⑤の資料は、今回の町長との対話集会用に作成したものである。毎年度作成しているのは、神奈川県でまとめている「一般廃棄物処理量の概要」用の①の資料である旨、実施機関が回答。

*16・17年度分を⑤のような資料としては作成していないとのことだが、もとのデータ(表を構成する数字)は存在するのか、質問あり。

→公文書としてまとまっているとはいえないが、それぞれ個別に支出命令書等の財務帳票で存在している旨、事務局が回答。

*請求者が求めている情報がまとめられた公文書として存在しなくても、個別の公文書が存在しているのであれば、請求受付の段階で個別の文書を教示すべきである。実施機関に表を作成する義務はなく、存在する文書を公開するのが本制度の主旨である。実施機関は個別の文書の存在を請求者に教示し、要不要の判断は請求者が行えばよい、との意見あり。

*個別に請求されていたら公開できたのか、質問あり。

→公開決定の可能性が高い旨、事務局が回答。

c 前段)「その他プラを分別リサイクルした場合のCO2の排出量」を不存在とした件について

○不存在とした理由及び経緯について、その概要を実施機関が説明。

概略：当町のごみ処理計画については、資源循環型と広域化を目指す国の方針にのっとり進めているところであるが、藤沢、茅ヶ崎と2市1町で湘南東ブロックを形成するにあたり、平成15年度にごみ処理広域化基礎調査を行った。その調査中「環境への影響」という項目で、焼却施設及びごみ運搬収集車両からのCO2排出量について調査を行っている。その比較については、現行のまま、リサイクルを推進するもの、最終処分場の負荷を軽減するもの、バイオガスを利用して負荷を軽減するもの、という4点で行っており、その調査結果を前回の同内容の請求の際に異議申立人に対し公開している。(資料番号13の⑥)しかし、異議申立人が意図する「リサイクルする場合」には、新施設の稼働に伴う排出や再製品化に係る運搬車両や工場からの排出も含まれ

ており、そのような、その他プラに限定した焼却した場合とリサイクルした場合のCO2についての調査や比較検討は行っていないので、今回の請求に対しては不存在とした。

- * CO2排出量について、⑥の報告書にあるとおりの検討は行ったが、異議申立人が意図する基準や項目では調査検討を行っていない、ということでよいか、確認の質問あり。
→そのとおりである旨、実施機関が回答。

c 後段)「平成17年3月議会での議長あてに提出したと思われる、エネルギー消費量の数値に関する資料」を不存在とした件について

○不存在とした理由及び経緯について、その概要を実施機関が説明。

概略：平成17年3月議会の一般質問の議事録に、「エネルギー消費量については後日資料を提出する」と担当部長が答えた旨の記載が確かにある。当該文書については、平成16年度文書に該当し、当課で保存していたであろうフォルダーについては、保存年限切れにより廃棄済みであった。また、議会事務局等の関連部署についても調べたが、同様に保存年限切れによる廃棄済みであった。どのような資料を提出したのか不明であるため、廃棄済みによる不存在とした。

- * 議会へ提出したものの保存年限の基準について質問あり。

→当課では、議会提出に限定したフォルダーは作成していない。本件については、平成16年度のファイル基準表でごみ処理事業に関連すると思われるものすべてについて保存年限を確認したところ、最長でも5年であったため廃棄済みであった。また17年度以降のフォルダーについては未廃棄であるため、念のため確認したが、該当すると思われる文書はなかった旨、実施機関が回答。

- * 提出を受けた議会事務局の保存年限について、次のような意見あり。

- ・ 提出された資料は議事録と同様に永年保存とすべきである。
- ・ 提出された資料の重要性が一定ではないため、全てを永年保存とするのは難しいのではないかな。
- ・ 提出される資料の量は膨大であるため、全てを永年保存とする場合には、保管場所の問題もあるのではないかな。
- ・ その資料が欠けたら議事録の内容も分からなくなる、というような重要性の高い資料については、永年保存にすべきである。

- * 「エネルギー消費量」とは何か。その言葉から提出した資料を推測できるのか。請求された文書そのものは廃棄されていても、同等の情報が提供できるのであれば、その旨を請求者に説明した方が良いのでは、との質問あり。

→「エネルギー消費量」は、石油等の化石燃料の消費量ではないかと思われるが、提出した資料がどのような内容かを推測するのは困難である旨、実施機関が回答。

(2) 審査

○ a、b 前段、b 後段、c 前段、c 後段の5項目について、個別に審査を行うことを確認。

○ 5項目について、実施機関の説明や現時点での審査会の見解を次のようにまとめ、共通認識とした。

a) 異議申立人は、最終処分に関する事項まで町が把握していなければ政策決定はあり得ない、と主張している。実施機関としては、容リ協が定める基準に適合するようにその他プラごみの分別を徹底することが町の責務であり、最終処理に係る部分については容リ協の責務であるとしている。実施機関の説明から、文書が不存在であることが推測され、また、町が最終処理状況についての

情報を持っていないといけないという法的根拠はないと思われる。
政策評価等の観点からすると、町が当該情報を保有することが必要ではないかと考えるが、本審査会の所掌事項からすると、政策評価等の観点から意見を付すことは権限外であると思われる。

b 前段) 本案件に係る各金額については、町の試算と議員の個人的解釈に基づく試算が混在しているように思われる。異議申立人は「矛盾しない情報」を請求をしているが、各金額を算出する前提条件や見解に違いがあり、矛盾しているわけではないというのが実施機関の判断である。
本審査会としても、町の見解と議員の個人的見解との違いを踏まえて判断する必要がある。
また、請求書の書き方、受付時の対応にも問題があり、これに対し意見を付すことが適当と思われる。

b 後段) 異議申立人が求める資料としてまとめられたものは存在しないため、実施機関は不存在とした。しかしながら、今回の質疑の中で、データとしての個別資料は存在することが判明した。異議申立人が求める項目別に請求を受けていれば、公開決定の可能性もあった。
受付時の対応も含めて、当会はどのように判断するのか、検討が必要である。

c 前段) ごみ処理広域化等の計画を進めるにあたり、ごみ処理に関して調査、比較検討は行っているが、異議申立人が意図するその他プラごみの処理に係る調査は実施していない。調査を行っていないため比較検討結果も存在しないというのが実施機関の説明であった。

c 後段) 廃棄済みにより不存在とした実施機関の判断について、担当課の立場においては、議会あてに提出した資料をあらかじめ定めた保存年限に従い廃棄したことは、十分にあり得ることである。
しかし、提出を受けた議会側としては、議事録が永年保存であるならば、内容について後からでも町民が確認できるように資料も永年保存しておくべきではないかという問題があり、これを意見として付すことについての検討が必要である。

5項目共通)

- * 異議申立人が考えている情報、担当課が持っている情報、公開請求書の書き方と受付時の対応。主にこの3点が入り組んで、誤解が広まっているように感じる。
- * 請求の前段階として、請求者が望んでいる情報と町が保有している文書についての意思疎通が十分に図られていないように感じる。請求受付時の対応に反省すべき点がある。
- * 情報公開条例を消極的に運用するのであれば、公文書として存在していないものを不存在とするのは妥当である。しかし、情報公開条例や自治基本条例の趣旨から、積極的に情報を提供するための運用について意見を付すことは、本審査会の権限の範囲内である。
- * 文書管理の観点から、今回の事案のような大きな事業の場合は、事業が一定の終了を見るまで文書を保存しておくべき、というような保存年限に関する意見を付すことは適当である。
- * 政策決定や政策事後評価等の観点から意見を付すことは、本審査会の権限外である。

(3) 今後の審査の流れについて確認

○次回審査会では、異議申立人の口頭意見陳述を行う。

○異議申立人への質疑終了後、答申を出す予定である。

○次回日程については、異議申立人及び各委員との調整を事務局で行い、連絡することとする。

② その他

○第1回議事録の承認について

→承認（審査に係る部分については、答申を出すまでの間、非公開とする旨を含む。）

以 上